

## 皆川裁判 不当判決！

1月30日、東京裁判所は、皆川貢さん（当時東京第二運輸所、現在出向中）が主任運転士としての地位確認と損害賠償を求め、会社を訴えていた裁判で請求棄却という不当判決を下した。会社側の主張を鵜呑みにし、皆川さんの応急処置誤りは「知識・技能不足が原因」と断定し、「再教育」の内実や、この間のJR東海労に対する不当労働行為の実態を無視した不当判決である。

会社は、JR東海労を潰したいがゆえに制度ならざる「再教育制度」を皆川さんに適用したのである。私たちは会社のJR東海労に対する異常な姿勢と不当判決を許さず、職場から闘っていく。